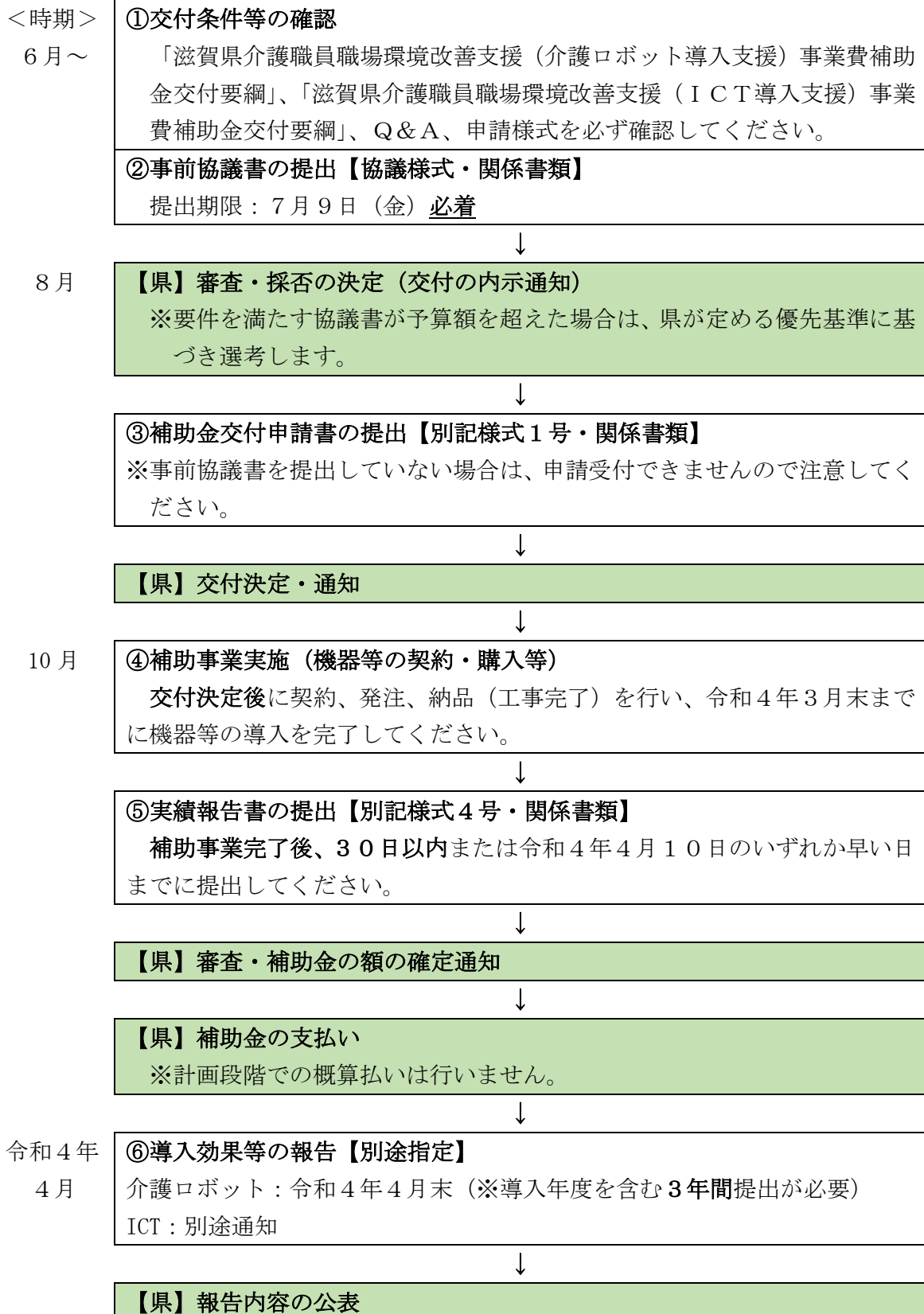


令和3年度 滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援・ICT導入支援）事業費補助金 申請等の手引き

I 手続きの流れ（介護ロボット導入支援・ICT導入支援共通）



## II 補助金の概要（介護ロボットの導入支援）

### 1 目的

介護ロボットの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着促進に資することを目的とします。

### 2 補助対象事業所

滋賀県内で介護保険法による居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの指定・許可を受けている事業所・施設

### 3 補助対象機器等

#### 【介護ロボット】

以下の①～③の全てを満たす介護ロボット

補助対象経費は、介護ロボットの導入のための購入およびリースにかかる経費（設置工事費、保険料、メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）

- ① 日常生活支援おける、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援（※）のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット

※ それぞれの定義については、滋賀県ホームページ「滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金の募集」を参照してください。

- ② 次のアまたはイの要件のいずれかに該当すること

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」もしくは「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

イ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用し、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

- ③ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること

#### <参考>

- ・経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されたロボット  
<http://robotcare.jp/jp/home/index.php>
- ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」  
<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyos.html>

#### 【見守り機器の導入に伴う通信環境整備】

次の①～③のいずれかに該当するもの。

補助対象経費は、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費（メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）

- ① Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ② 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等。）

#### 4 補助額

##### 【介護ロボット】

- 1 機器につき導入経費（リース含む）の 2 分の 1 以内  
一定の要件を満たす事業所の場合は 4 分の 3 以内  
（補助限度額 30 万円（移乗支援および入浴支援に限り 100 万円））

##### 【見守り機器の導入に伴う通信環境整備】

- 1 事業所につき導入経費の 2 分の 1 以内  
一定の要件を満たす事業所の場合は 4 分の 3 以内  
（補助限度額 750 万円）

#### ※一定の要件を満たす事業所

以下のいずれの要件も満たす介護事業所

- ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること
- ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

#### 5 補助条件

介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入にかかる事業計画を作成し、導入後の効果を県に報告していただきます（3年間）。

#### 6 採択に係る優先基準

要件を満たす事業計画（事前協議書）が県の予算額を超えて提出された場合、次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ① 過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金または地域介護・福祉空間整備交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の交付を受けていない事業所等であ

るもの

- ② 利用者の移乗や入浴の介助において、介護従事者の身体的負担の軽減を図る効果が高いと考えられるもの

## 7 事前協議書提出書類

- ① 協議様式（介護ロボット）
- ② 所要額調書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 補助事業に係る収支予算書（抄本）（別紙3）
- ⑤ 見積書（写し）
- ⑥ カタログ、通信環境整備の場合にあつては工事関係資料・図面等

## 8 その他

- 他の補助金等を受けて導入する介護ロボットおよび通信環境の整備については、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件などの詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金交付要綱を参照してください。

## Ⅲ 補助金の概要（ICTの導入支援）

### 1 目的

介護事業所においてソフトウェア、タブレット端末等のICTの導入支援を行うことにより、介護記録、情報共有、報酬請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着促進に資することを目的とします。

### 2 補助対象事業所

滋賀県内で介護保険法による介護サービスの指定・許可を受けている事業所・施設

### 3 補助対象機器等

次に掲げる①または②の要件のいずれかに該当し、かつ、③の要件を満たすICTを導入し、④を満たす事業。

#### ① ソフトウェアに係る要件

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 記録業務、情報共有業務（介護事業所内外の情報連携を含む。）および請求業務について転記等の付随業務が発生することがないよう一貫したサービスを提供するソフトウェアまたはクラウドサービス（以下「介護ソフト」という。）であること。

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）にあつては、「居宅介護支援事業所と訪問介

- 護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。
- ウ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。
- エ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

## ② ハードウェアに係る要件

上記①の要件を満たす介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等であり、介護サービスの提供のために使用するものに限る。なお、本事業により導入するハードウェアに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に利用することは差し支えない。

## ③ 個人情報保護に係る要件および情報収集の協力要件

十分なセキュリティ対策を講じているものであることおよび「LIFE」による情報収集に協力すること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」（令和3年1月）を参考にすること。

## ④ ICT活用要件

- ア タブレット端末等による音声入力機能の活用を努めること。
- イ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

## 4 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器（Wi-Fiルーター等）の購入・設置費等

- ※ ネットワーク通信費、事業所に置くパソコンやプリンター、開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの導入に要する経費、消費税および地方消費税は対象外です。

## 5 補助額

- 1 事業所あたり対象経費の2分の1以内。
- 一定の要件を満たす事業所の場合は4分の3以内
- 補助上限額は、職員数（申請時点の常勤換算人数等）に応じて次のとおり。

職員数	基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	160万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	260万円

※一定の要件を満たす事業所

以下の要件のいずれかを満たす介護事業所

- ・LIFEにデータを提供しているまたは提供を予定していること。(LIFEへの登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれのCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。)
- ・事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っているまたは行うことを予定していること。(ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。)

## 6 補助条件

介護従事者の負担軽減のためのICT導入にかかる事業計画を作成し、県に提出していただきます。

また、導入後の効果については厚生労働省に報告していただきます。

## 7 採択に係る優先基準

要件を満たす事業計画(事前協議書)が県の予算額を超えて提出された場合、次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ①過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援(ICT導入支援)事業費補助金の交付を受けていない事業所等であるもの
- ②介護記録、情報共有および請求業務を一貫して行うことができる介護ソフトを初めて導入する事業所(既に導入済であるソフトウェア、クラウドサービスに新たに業務機能を追加することにより、一貫して行うことができるようになる場合も含む。)
- ③在宅の利用者を訪問して介護サービスを行った場合の記録や事業所間の連携に有効であると考えられるもの
- ④業務の効率化に効果が高いと考えられるもの

## 8 事前協議書提出書類

- ①協議様式(ICT)
- ②所要額調書(別紙1)
- ③事業計画書(別紙2)
- ④補助事業に係る収支予算書(抄本)(別紙3)

- ⑤ 見積書（写し）
- ⑥ カタログ等
- ⑦ 申請月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

## 9 その他

- 他の補助金等を受けて導入するICTについては、補助対象とはなりません。また、本補助金（介護ロボット導入支援）の対象となるものは、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件などの詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金交付要綱およびQ&Aを参照してください。

## IV 申請方法等

### 1 申請様式等掲載場所

滋賀県ホームページ（県民の方＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞助成・支援・補助）  
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金の募集」  
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金の募集」

### 2 事前協議書提出期限

令和3年7月9日（金） ※必着

### 3 郵送先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

### 4 問い合わせ先 ※内容によっては回答に時間を要することがあります

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係  
TEL：077-528-3523  
FAX：077-528-4851  
E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

※ 申請額が県の予算額に達しない場合は、2次募集（時期未定）を行います。その場合は、本事業ホームページでお知らせします。